

衆議院法務委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 6 月 10 日（水）、第 19 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第 61 号）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外 3 名提出、衆法第 9 号）

- ・高市内閣総理大臣、平司法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）平林晃君（中道）、有田芳生君（中道）、國重徹君（中道）、和田政宗君（参政）、小竹凱君（国民）、井戸まさえ君（国民）、谷川とむ君（自民）、西村智奈美君（中道）、三木圭恵君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

平林晃君（中道）

- （1） 刑事司法に対する国民の信頼低下を招く警察及び検察当局の不祥事の原因の所在並びに事後対応の在り方
- （2） 佐賀県警DNA型鑑定不正問題
 - ア 内部監察のみで国民の理解と納得が得られるとする警察庁の認識の妥当性
 - イ 同問題について第三者機関による検証を行う必要性
- （3） 法務省訟務局が2月24日付けで各法務局に発出した「検察国賠訴訟における基本的な方針」による運用が検察官による違法・不当な取調べを隠蔽する懸念
- （4） 裁判所に証拠を提出させる制度ではなく再審請求者側に証拠を開示する制度とすべきとの意見に対する法務省の見解
- （5） 証拠の目的外使用の禁止規定が支援者や弁護士等の検証活動等に与える萎縮効果に対する懸念
- （6） 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止では国民の検察当局への不信を払拭できないとの意見についての法務省の見解
- （7） 閣法の刑事司法への信頼回復に向けた効果に対する疑念についての法務大臣の見解

有田芳生君（中道）

- （1） えん罪の原因についての法務大臣の見解
- （2） 証拠開示が不十分であったためにえん罪が発生しているとの指摘についての法務大臣の見解
- （3） いわゆる袴田事件において確定審で適切に証拠開示がされていれば結果は違っていたとの指摘に対する法務省の見解
- （4） 証拠の目的外使用の禁止
 - ア 目的外使用の禁止規定及びその違反に係る罰則規定を削除すべきとの意見についての法務省の見解
 - イ 再審請求審における証拠開示によって生じた弊害の有無
 - ウ 再審請求審と通常審との相違を踏まえず目的外使用を一律に禁止することの妥当性

國重徹君（中道）

- （1） 6月9日の当委員会における袴田参考人の「人間として法律を改正していただきたい」との発言に対する法務大臣の受止め
- （2） 法務大臣が政治家としてえん罪被害者やその家族に思いを馳せて答弁する必要性
- （3） 無罪とする証拠が開示されないために無実の者が救済されないことは正義に反する不条理であるとの指摘に対する法務大臣の認識

(4) 再審請求審における証拠開示

- ア 通常審における証拠の一覧表又は再審請求審における送致書類等目録の弁護人への開示により生じた具体的な弊害の把握状況
- イ 証拠の一覧表の作成と送致書類等目録の提出との検察官の事務負担の比較
- ウ 証拠の一覧表等の弁護人への開示制度を設けない理由は手続の構造論であることの確認
- エ 再審請求審が裁判所の職権主義であることと証拠一覧表等の弁護人への開示を認めないことは論理的必然ではないことの確認
- オ 職権主義の下で裁判所が必要があると認めるときに検察官に対して証拠の一覧表等の提出を命ずるとすることについての法務省の見解
- カ 証拠の一覧表の開示の必要性についての法務大臣の見解
- キ 検察庁出身者が大部分を占めている法務省刑事局が立案した閣法における証拠提出命令制度で足りるとの答弁は一方当事者である検察官の主張を代弁しているとの指摘に対する法務大臣の見解
- ク 再審手続の円滑化・迅速化に資する観点からの証拠の一覧表等の開示の有用性についての法務大臣の見解
- ケ 再審法改正の立法事実や国民の検察不審を踏まえて証拠の一覧表等を弁護人に開示する制度とすることが法務省及び法務大臣の責務であるとの意見に対する法務大臣の見解

和田政宗君（参政）

(1) 再審請求審における証拠開示

- ア 検察官に対する証拠の顕出義務の範囲及び福井女子中学生殺人事件における捜査報告書の不提出の判断の理由
- イ 検察官に対する顕出義務は「明白性」のある証拠に限定されないことの確認
- ウ 検察官の判断による証拠不提出の可能性
- エ 従来の主張や証拠に誤りがあることが判明した場合には検察官が確定判決に対して適切な是正措置を講ずる必要性
- オ 再審請求の準備段階において検察官がとり得る是正措置
- カ 福井女子中学生殺人事件における検察官の「捜査報告書」の不提出が証拠隠滅罪に該当する可能性
- キ 上記カが検察官による職務犯罪を理由とした再審開始事由（刑事訴訟法第 435 条第 7 号）に該当する可能性

(2) 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止

- ア 検察官による証拠の改ざん・ねつ造が認められる場合は再審開始決定に対して不服申立てをすることなく再審公判を行う必要性
- イ 検察官による証拠隠し等の不正により審理が十分に尽くされていない場合における不服申立てを一律に禁止しない理由についての法務大臣の見解
- ウ 控訴審による安易な原判決の破棄がえん罪の発生に寄与したとの意見についての法務省の見解
- エ 新証拠の明白性をめぐる争いは再審公判で行うべきとの意見についての法務省の見解

小竹凱君（国民）

閣法における証拠提出命令制度

- ア 証拠開示命令と証拠提出命令は構造的に異なるものであるとの指摘に対する法務省の見解
- イ 証拠提出命令制度では裁判所の判断で重要証拠を取りこぼすリスクがあるとの指摘に対する法務省の見解
- ウ 裁判所のインカメラ手続で行われる証拠提出命令制度では上記イを防ぐことができないとの指摘

- に対する法務省の見解
- エ 閣法で裁判所の職権による証拠開示命令を法定化しない理由
 - オ 裁判所の法的権限として証拠開示命令を規定していない閣法では不十分であるとの指摘に対する法務省の見解
 - カ 再審請求理由との「関連性」からは袴田事件の再審開始決定につながった証拠の提出の請求は困難であるとの指摘に対する法務省の見解
 - キ 閣法の立案に当たり最高裁判所当局又は現場の裁判官からの意見聴取の有無
 - ク 福井女子中学殺人事件の第二次再審請求審における証拠開示の経緯に対する法務省の受止め及び当該事実を踏まえてもなお上記エを行わない理由
 - ケ 裁判所による訴訟指揮の運用として行われる証拠開示命令を裁判所の職権として閣法に規定する必要性

井戸まさえ君（国民）

- (1) 国選弁護制度
 - ア 被告人国選弁護制度の趣旨
 - イ 再審請求審及び再審請求の準備段階における国選弁護制度の必要性
 - ウ 上記イの段階的な導入を検討する必要性についての法務省の見解
- (2) 証拠の目的外使用の禁止
 - ア 再審請求者の支援活動、専門家への意見照会及びえん罪被害を伝える表現活動のための開示証拠の活用並びに当該表現活動による売上げ等を得た場合における開示証拠の活用が目的外使用の禁止に該当する可能性
 - イ 上記アの表現活動である書籍や映画の売上げ等を得た場合に開示証拠の活用が目的外使用の禁止の違反として処罰される可能性
- (3) 再審開始決定に対する検察官の不服申立てが棄却された場合における検証手続、責任の所在及び再発防止策をあらかじめ明確にする必要性についての法務省の見解
- (4) 再審無罪事件における検察官の刑事責任
 - ア 検察官の刑事責任が問われた事例
 - イ 上記アの事例を網羅的に把握する必要性
- (5) 再審無罪事件について第三者による検証等を行う必要性

(ここから内閣総理大臣出席)

谷川とむ君（自民）

- (1) 誤判の発生を最大限防止するために刑事司法に求められる基本的な姿勢についての高市内閣総理大臣の見解
- (2) 刑事司法に対する国民の信頼回復のために過去の経験を検証し不断の改善努力を積み重ねていく必要性についての法務大臣の見解
- (3) 閣法はこれまで以上に誤判からの速やかな救済を実現するとともに手続の円滑化及び迅速化に資するものとして再審制度を大きく前進させるものであるとの評価に対する高市内閣総理大臣の見解

西村智奈美君（中道）

- (1) 高市内閣総理大臣の陣営による誹謗中傷動画作成疑惑
 - ア 週刊文春に掲載され現在無料公開されている音声記録の発言者が高市内閣総理大臣の公設第一秘

書である木下氏であることの正否の確認の結果

イ 週刊現代の記事において引用されている4月3日付けの高市事務所からの回答

a 6月5日の参議院予算委員会における答弁で高市内閣総理大臣が「内容が事実と違う」と述べた部分の具体的内容

b 引用されている回答文と高市事務所から回答した内容に相違がないことの確認

- (2) 5月26日の本会議における答弁で高市内閣総理大臣が述べた非常に強い思い及び反省の具体的内容
- (3) 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを全面的に禁止する必要性についての高市内閣総理大臣の見解
- (4) 裁判所の職権による証拠開示命令制度を法定する必要性についての高市内閣総理大臣の見解
- (5) 証拠の目的外使用を一律に禁止するよりも証拠の使用に条件を付す等の方法が合理的であるとの意見に対する高市内閣総理大臣の見解
- (6) 中道改革連合から提示した修正案に対する高市内閣総理大臣の見解

小竹凱君（国民）

- (1) 現行の再審制度における課題及び閣法による具体的な改善内容についての高市内閣総理大臣の見解
- (2) 閣法についての高市内閣総理大臣の評価
- (3) 自由民主党総裁として閣法の成立を数の力で押し切ることはないと言明する必要性
- (4) 関連性や必要性などについて裁判所の判断を経ずに再審請求者が証拠を閲覧・謄写できる仕組みを設ける必要性についての高市内閣総理大臣の見解
- (5) 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止
 - ア 「十分な根拠」の有無の判断主体についての高市内閣総理大臣の見解
 - イ 「十分な根拠」の有無を判断すべき主体についての高市内閣総理大臣の見解

三木圭恵君（維新）

- (1) 再審請求審において証拠の目的外使用の禁止規定を設けることの是非についての高市内閣総理大臣の見解
- (2) 閣法において再審開始決定に対する検察官の不服申立てを原則禁止とした趣旨についての高市内閣総理大臣の見解
- (3) 再審手続の迅速化を図る必要性及びその実現に向けた閣法の効果についての高市内閣総理大臣の見解
- (4) 通常審におけるえん罪の発生防止に向けた高市内閣総理大臣の決意

和田政宗君（参政）

- (1) 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止
 - ア 検察官による不正行為が発覚した場合は上記（1）の不服申立てを行わずに再審公判で結論を出す必要性についての高市内閣総理大臣の見解
 - イ 再審請求審が非公開であること及び上記（1）の不服申立てを行うことの是非についての高市内閣総理大臣の見解
- (2) 弊害が生じない限り証拠を広く開示・提出すべきであるとの意見についての高市内閣総理大臣の見解